

地域産業保健センターのご案内

▷従業員数50人未満の事業所が対象◁

○次の産業保健サービスが無料で受けられます

1

健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で異常の所見があった労働者について、当センターに登録されている医師から意見を聴くことができます。事業主はその意見を踏まえ、労働者に対して適切な措置を行ってください。

2

労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談

当センターに登録されている医師または保健師が、労働者の健康管理に関する相談に幅広く応じます。

3

長時間労働者・高ストレス労働者に対する面接指導

時間外・休日労働時間が長時間に及ぶ労働者、またはストレスチェックの結果、高ストレス者と判定された労働者に対して、当センターに登録されている医師が面接指導を行います。

4

個別訪問による産業保健指導

当センターに登録されている医師、保健師または労働衛生工学専門員が事業場を訪問し、総合的な助言・指導を行います。

□実施医療機関(登録産業医)

湯沢町	湯沢病院、角谷整形外科医院
南魚沼市	中之島診療所、あんベクリニック、ほうじゅクリニック、河内医院
	米倉医院、五日町病院、斎藤記念病院
魚沼市	上村医院、堀之内駅前小玉医院、ふくじゅクリニック
旧川口町	庄司内科医院
小千谷市	大矢医院、中村内科消化器科医院、池田内科医院、北村医院
	山下メンタルクリニック、さわなか医院、藤巻医院

ご利用にあたって

- ・まずは当センターへ利用申込書により申し込んでください。(FAXで結構です)
※「新潟産業保健総合支援センター」ホームページのトップメニュー「地域窓口」から当センター利用申込書等がダウンロードできます。
- ・日程と医療機関は当センターで調整し、決まり次第連絡いたします。

- ◎ 労働安全衛生法により、事業主は、健康診断の結果所見があると診断された労働者の健康を保持するため必要な措置について、3か月以内に医師等の意見を聴かなければならないとされています。
- ◎ 労働安全衛生法により、事業主は、労働者の過労やストレスを背景とする脳・心疾患やメンタル不調の未然防止のため長時間労働者やストレスチェックの結果における高ストレス者を対象に医師による面接指導を実施することが義務付けられています。

開設時間【月～金曜日の10時～12時】

南北魚沼・小千谷市地域産業保健センター

〒949-6680 新潟県南魚沼市六日町185-1 南魚沼市役所南分館2階 郡市医師会内

TEL 025-773-2921 FAX 025-773-2713

申込み・
問合せ先

南北魚沼・小千谷市地域産業保健センター利用申込書

電話:025-773-2921

FAX:025-773-2713

事業場	事業場名																					
	所在地	〒																				
	労働者数	(男: 人) (女: 人) (計: 人)																				
	事業内容																					
	代表者	職名: 氏名:																				
	担当者	職名: 氏名: 電話: FAX:																				
	企業の情報※	企業名 () 労働者数 (人) 産業医数 (人) うち 総括産業医 (有 ・ 無)																				
相談内容 (希望するものに○)	1 健康相談 (脳・心臓疾患リスク者保健指導) (対象者 名) 2 健康相談 (メンタルヘルス不調者相談・指導) (対象者 名) 3 健康相談 (ストレスチェック相談・指導) (対象者 名) 4 健康相談 (その他) (対象者 名) 5 健康診断の結果についての医師の意見聴取 (対象者 名) 6 長時間労働者に対する面接指導 (対象者 名) 7 高ストレス者に対する面接指導 (対象者 名) 8 その他 () (対象者 名)																					
事業場訪問	1 希望する 2 希望しない																					
地域窓口の利用	<input type="checkbox"/> 新規(直近2年間利用無) <input type="checkbox"/> それ以外																					
その他連絡事項等																						
<p>※下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。 チェック欄 はい いいえ</p> <table border="1"> <tr> <td>1 全項目に漏れなく記入しています。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 事業場は50人未満です。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 当社に総括産業医は居ません。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「保健指導結果の取得について「事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 上記に相違ありません。</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		1 全項目に漏れなく記入しています。			2 事業場は50人未満です。			3 当社に総括産業医は居ません。			4 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。			5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。			6 「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「保健指導結果の取得について「事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」			7 上記に相違ありません。		
1 全項目に漏れなく記入しています。																						
2 事業場は50人未満です。																						
3 当社に総括産業医は居ません。																						
4 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。																						
5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。																						
6 「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「保健指導結果の取得について「事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」																						
7 上記に相違ありません。																						

※ 申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。
 なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。(平成31年度から適用)

※ 「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。

※ 労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名を記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。

※ 本用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。